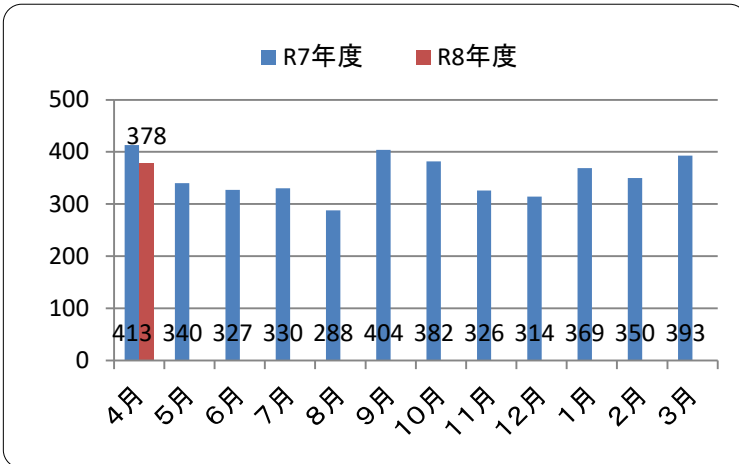


# 消費生活相談の概要

新潟市消費生活センター  
令和 8年4月末現在

相談件数



	R7年度 (件数)	R8年度 (件数)	対前年比 (%)
4月	413	378	91.5
5月	340		-
6月	327		-
7月	330		-
8月	288		-
9月	404		-
上半期計	2,102	378	18.0
下半期計	2,134	0	-
合計	4,236	378	8.9

## 令和8年度(4月)商品・役務別相談件数 (相談合計 378 件)

順位	商品・役務別	件数 (件)	割合 (%)	主な商品
1位	商品一般	41	10.8	不審な電話、覚えのない荷物、覚えのない請求
2位	金融・保険サービス	38	10.1	消費者金融、暗号資産投資、投資コンサルティング
3位	保健衛生品	28	7.4	化粧品クリーム、ファンデーション、シャンプー
	教養・娯楽サービス	28	7.4	フィットネスジム、資格講座、アダルトサイト
	他の役務	28	7.4	質疑応答サイト、求人広告、保証サービス、外食

## 令和8年度(4月) 商品・役務別相談件数 (契約者65歳以上合計 102 件)

順位	商品・役務別	件数 (件)	割合 (%)	主な商品
1位	商品一般	13	12.7	不審な電話、覚えのない荷物、不用品買取
2位	運輸・通信サービス	10	9.8	光回線、携帯電話、固定電話
	他の役務	10	9.8	質疑応答サイト、調査、保証サービス
4位	金融・保険サービス	9	8.8	消費者金融、投資、クレジットカード
	保健・福祉サービス	9	8.8	給付金、歯科治療、害獣駆除サービス

### 《相談の傾向》

#### ● 業者に言われるまま借金をしてはいけません！

近年の多重債務相談の傾向として、稼げる・儲かると謳う詐欺的な手口に引っかかってしまい、投資や副業をするために消費者金融からお金を借りて払ってしまっていて返済できなくなった、という人が増えています。「SNSで知り合った人に誘われて投資したが連絡が取れなくなった」、「海外の会社に登録し暗号資産の投資をしたが出金できない」、「簡単な作業で稼げるというネットの広告を見て申込んだら高額なサポートプランの契約だった」という具合に内容は様々ですが、最近ではスマホ上からお金を借りる方法も数多くあり、それが悪用されるという特徴があります。騙されたとしても自分名義でした借金は返済を免れることはできないので、うまい話はうのみにしないでください。

#### ● 事業者間の契約にはクーリングオフの適用はありません！

「最初の1週間無料で求人広告を出せる、と業者から電話が来たので申込んだが、その後勝手に有料サービスになっていて請求が来た」「相手方が解約に応じない」といった相談が個人事業主や中小事業者から寄せられています。事業上の契約には消費者契約関連の法律の適用はなく、電話勧誘販売だったとしてもクーリングオフ制度の適用外となるため、契約内容に縛られることとなります。消費者契約に当たらず法律の消費者保護規程が適用されないことを利用して個人事業主を狙う悪質業者がいるので、契約に当たっては十分気をつけていただきたいと思います。なお、事業者間の契約についてはセンターでは助言等は出来ませんので、事業者向け窓口にご相談ください。

新潟市消費生活センター(相談専用) 025(211)2370